「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">焼骨の埋蔵等</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第14条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．使用許可証の原本が提示され堺市霊園焼骨埋蔵届に火葬許可証、改葬許可証又は分骨を証する書類等を添えて届出しているか。
（規則第14条第1項）

２．使用許可証の原本の提示があったか。
（規則第14条第1項）

３．合葬式墓地については、霊園（合葬式墓地）使用申込書に記載の死亡者と同一か。

４．合葬式墓地に埋蔵又は一時収蔵施設に収蔵する場合は骨壺又は骨箱に焼骨を入れて持参しているか。

５．一時収蔵施設保管後合葬の場合の骨壺又は骨箱の寸法は、縦横それぞれ20センチメートル、高さ21センチメートル以内か。
（条例第12条の2第2項）

６．代理人による届出の場合は委任状を添付しているか。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>